

米生産調整の実効性確保へ

～管内における米の生産調整の現状と今後の取組方向～

1 はじめに

平成19産の米価は、作況99でありながら、大幅に下落する異常事態となり、このことが経営規模の大きい農業者を直撃するだけでなく、多数の農業者の経営を不安定なものとし、地域農業・地域経済の活力を損なっていたことから、昨年、農林水産省は「米緊急対策」を講じ、「当面の生産調整の進め方について」に基づき、具体的な生産調整の実効性を図ることとしたところです。

このため、関東農政局としては、過剰作付の解消を最重要課題として位置づけ、局を挙げて取り組んでいるところです。

以下、関東農政局管内の生産調整の現状と今後の取組方向を説明させていただき、生産調整の実効性の確保が実現することを期待したいと思います。

2 米の生産調整の現状

(1) 関東管内の米の作付けについては、平成19年産で見ると、東京を除く、9県で過剰作付けとなっており、その面積は、全国の過剰作付面積（約7万ヘクタール）の約5割を占める3.3万ヘクタールとなっています。

特に、千葉（12,573ヘクタール）、茨城（7,604ヘクタール）、埼玉（4,149ヘクタール）、栃木（3,876ヘクタール）の各県において、過剰作付けが顕著となっています。

(2) この過剰作付けの要因としては、東京、神奈川、千葉、埼玉という大消費地を抱え、農業者・農業者団体に「作れば売れる」という意識が根強いことや米政策改革の過程で生産調整に対する行政の関与が助言・指導という立場に変わってきたこと等によるものと考えられるところです。

3 今後の取組方向

(1) 平成19年産米は、前述のとおり、米価が大幅に下落しました。

この主な要因は、なんと言っても、米の作付けにおいて、全国で約7万ヘクタールにも及ぶ過剰作付けにあると考えられます。このような状態では、仮に、豊作ともなれば、平成19年産をはるかに超える状況が引き起こされることは明らかです。

米政策改革では、生産者が市場のニーズを感じ取り、需要に応じた米作りがなされることが最も望ましいものとされてきましたが、平成19産において、そのことが簡単ではないことが明らかになったところです。

このことから、米の需給調整については、行政がより濃密に関わり、生産者に対して強いシグナルを発していく必要があるものと考えています。

また、米の消費は、少子高齢化や消費者の米離れによって、1年間に9万トン程度減少しており、10年後には90万トン減少することとなります。他方で、麦・大豆・飼料穀物の国際価格が高騰

していますが、この傾向は今後も続くものと見込まれております。

このような状況を踏まえると、農業者・農業者団体の皆さんや地方公共団体等の関係者におかれては、10年後の地域の水田農業をどうするのか。農業経営をどうするのか。地域において真剣に議論していく必要があり、その結論も早急に得る必要があると考えています。

- (2) このようなことから、関東農政局としては、県・農業者団体等との連携の下、農政局を挙げて、生産調整の実効性の確保のため、以下のような取り組みを行っています。

- ① 農業者団体・集荷団体、県、農政局との間で生産調整目標達成のための合意書を締結し、連携して生産調整目標を達成するため全力を挙げることを確認する。
- ② 農政局・農政事務所は、県・地域協議会に積極的に参画し、生産数量目標の適切な配分及び産地づくり交付金の活用方法の見直しを要請する。
- ③ 農政局・農政事務所は、県・地域協議会と連携し、生産調整非実施者及び大規模農業者に対し、地域水田農業活性化緊急対策（生産調整をさらに拡大しようとする者等に対して交付金（19年補正予算で措置した500億円を活用し、生産調整の増加分に対しての緊急一時金）を交付する事業）等の生産調整のメリット対策の周知を図る。
- ④ 地域協議会は、今後、10年先を見据えた水田農業のあり方を早期に検討し、地域水田農業ビジョンの再構築を図り、生産調整目標を達成できるよう米以外の作物作付計画の策定を要請する。
- ⑤ 農政局・農政事務所は、県・市町村に対し、飼料用米・WCS（ホールクロップサイレージ：稲発酵粗飼料）の生産拡大の取組に対する支援策を要請するとともに、県と共同して、WCSの作付耕種農家と畜産農家を結びつける活動を推進する。

- (3) 今後は、農政局としても、(2)の取組について、より一層の推進を図りつつ、生産調整の実効性確保を図っていくとともに、緊急一時金の交付対象となる長期生産調整実施契約等の締結状況の把握に努め、必要に応じて、農政局・農政事務所の職員が現地に赴き推進していくこととしています。また、3月中には、生産調整の実施確認のための体制を整備することとしています。

- (4) なお、今年産米の生産調整の実効性の確保の取組については、生産目標数量の配分が終わった後も、作付がどういう状況になっているか、収穫量が見えてきたときにどうなっているか等々、作付の各ステージ毎に常にフォローし、逐次善後策を講じていくこととしています。

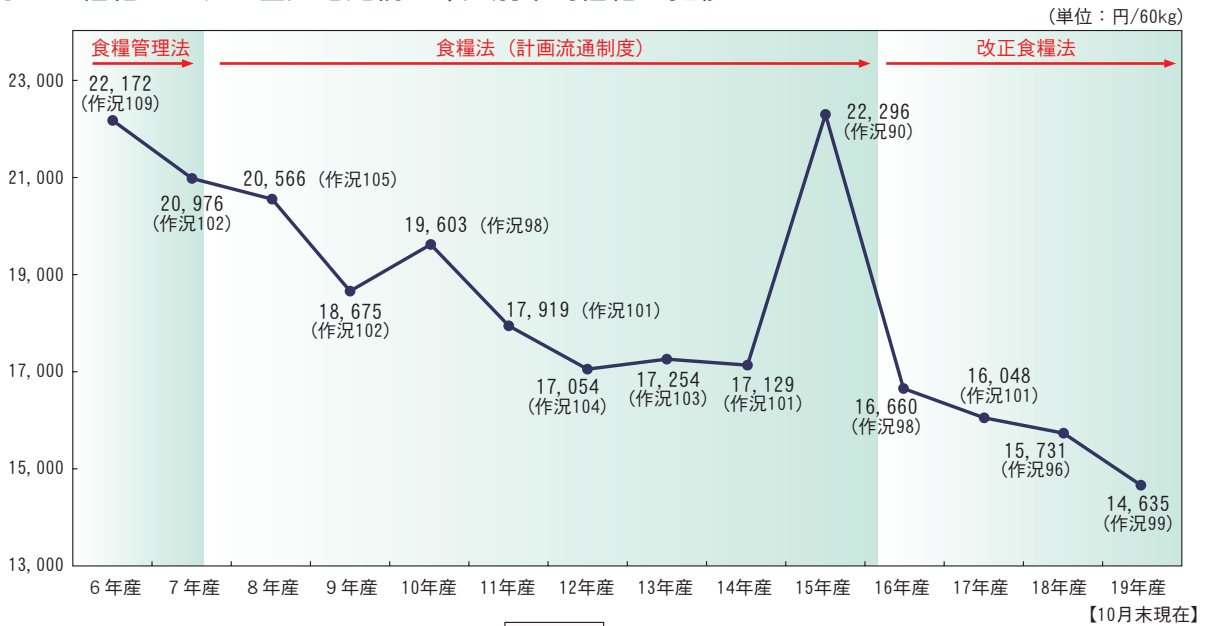
4 終わりに

このように、関東農政局としては、この1年を通して、生産調整の実効性の確保を図るため、県・市町村、農業共済組合、JA等関係者の皆さんと連携しながら目標の達成に万全を期していきたいと考えております。ご理解・ご協力方よろしく申し上げます。

米をめぐる状況

- 19年産米の出始めの価格は、作況99であるものの、生産調整の実効性が確保できていないこと等から大幅に下落。

○コメ価格センター全産地銘柄の年産別平均価格の推移



- 「米緊急対策」（10月29日農政改革三対策緊急検討本部）を決定。政府米34万トンの買入れ等を実施。

- これにより、価格は下げ止まり、若干回復してきているところ。

○主な銘柄の最近の取引状況

(単位：円/60kg、%)

産地銘柄	価格	前回比	前年産同月比
北海道 きらら397	15,249 (12/19)	+2.9	+2.4
青森 つがるロマン	14,677 (11/21)	+8.4	+4.4
宮城 ひとめぼれ	14,545 (11/21)	+1.1	▲6.2
秋田 あきたこまち	14,482 (11/21)	+0.7	▲6.2
庄内 はえぬき	14,420 (11/21)	+1.9	—
栃木 コシヒカリ	14,596 (11/28)	+0.9	▲7.1
新潟 コシヒカリ一般	19,609 (12/5)	+16.9	+3.9
佐賀 ヒノヒカリ	14,333 (11/7)	+2.7	—

- 平成16年以降、主食用水稻作付面積は年々減少しているものの、主食用米の需要量の減少（毎年9万トン程度減少）に伴う生産目標数量の減少に見合うほどには、減っておらず、生産調整の実効性は確保できていない状況。

○全国の生産調整の取組状況

年産	生産目標数量 千トン	生産目標数量を面積換算したもの ①	実作付面積 ②	過剰作付け	
		千ha	千ha	②-① 千ha	府県
15	8,536.4	1,629.1	1,630.5	1.4	16
16	8,574.4	1,633.2	1,658.4	25.2	21
17	8,510.4	1,614.9	1,652.3	37.4	22
18	8,331.0	1,574.9	1,642.9	68.1	27
19	8,284.8	1,566.1	1,636.9	70.7	31

21万トン程度の生産オーバー



- 20年産の生産調整を確実に実行し自給率向上が必要な麦、大豆、飼料作物、非主食用米等の生産の定着を図ることが重要。
- このため、「当面の生産調整の進め方」（12月21日農政改革三対策緊急検討本部）を決定。

『当面の生産調整の進め方』のポイント

○ 生産調整に関する行政の関与

行政（国・都道府県・市町村）も、農協系統等と適切に連携して、全都道府県・全地域で生産調整目標を達成するよう全力をあげる。

○ 生産調整実施者のメリット【19年度補正予算 500億円】

生産調整を10万ha程度拡大するため、

- ① 麦、大豆、飼料作物等により生産調整を拡大する農業者に対し、地域協議会との5年契約を前提に、

- ・19年産の生産調整実施者については5万円/10a
- ・19年産の生産調整非実施者については3万円/10a

の「緊急一時金」を「踏切料」として支払う。

- ② 飼料用米、バイオエタノール用米など非主食用米の低コスト生産技術を確立しようとする農業者に対し、地域協議会との3年契約を前提に、5万円/10aの「緊急一時金」を「踏切料」として支払う。

○ 20年産の生産調整未達成の都道府県・地域等への対処

未達成となった都道府県等については、補助金等について不利な取扱いを受けることがあり得る。その具体的な取扱いについては、20年産の生産調整のステージごとの推進状況・達成状況等を見ながら、適切なタイミングで決定する。